

# Weekly Report

第221号  
平成25年9月9日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 法定相続に関する基礎知識

◆違憲と判断された婚外子の法定相続分規定  
法律上の婚姻関係にない男女間の子（婚外子）の法定相続分を定めた民法の規定について、最高裁が違憲・無効とする初判断を示し、注目されました。

現行では、相続権をもつ婚外子（被相続人に認知されている場合に限る）の法定相続分を婚姻している夫婦の子の1/2とする規定が定められていますが、今回の判決により、この規定を削除する法改正が検討されることとなります。

なお、違憲判断による混乱を避けるため、既に裁判や協議などの合意により確定している遺産分割は影響を受けないとすることも示されています。

### ◆法定相続に関するQ&A

Q. 遺産を相続できるのは誰？

A. 遺言がない場合は、民法で定められた法定相続人が相続します。配偶者（内縁関係は含まれません）

は常に相続人となり、配偶者以外では、①子、②親などの直系尊属、③兄弟姉妹の順番で相続人と

なります。例えば、子がいる場合、配偶者と子が相続人（配偶者がいない場合は子だけ）となり、親や兄弟姉妹は相続人になりません。

Q. 法定相続分とは？

A. 民法で定められた各相続人の相続割合です。配偶者と子が相続人の場合は、配偶者1/2、子1/2（2人以上は人数で等分）となります。

Q. 法定相続分どおりに遺産分割する必要がある？

A. 法定相続分は遺言がない場合や、相続人の中で遺産分割の合意ができなかった場合の基準となる割合のため、必ずこの相続分で遺産を分割しなければならないわけではありません。

## 不正競争防止法で保護される営業秘密

企業が保有する技術やノウハウなどの重要な情報は、不正競争防止法により法的保護されており、営業秘密の不正取得等は原則、刑事罰の対象となります。ただし、その情報が営業秘密として適切に管理されていない場合は、法的保護を受けることはできないため、経営者と従業員が協力し、営業秘密に関する認識や漏えい防止の意識を持ち、取り組むことが重要です。

なお、同法における営業秘密とは、\*秘密管理性（秘密として管理されている）、\*有用性（生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報である）、非公知性（公然と知られていない）の要件をみたした情報です。

## 同一のID・パスの使い回しに注意

近年、個人が利用するインターネットサービスが増加していますが、ログインする際のIDやパスワードを各社のサイトで使い回ししている方も多いためです。

この状況に目を付け、悪意のある者が何かしらの方法で不正取得したIDとパスワードを流用し、様々なウェブサイトへのログインを試行する「パスワードリスト攻撃」が増加しています。

同一のID・パスワードを使い回している限り、被害を防ぐことはできませんのでご注意ください。